

# 令和5年第2回船井郡衛生管理組合議会定例会会議録

令和5年8月25日（金）午前10時00分開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第9号 令和4年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第10号 令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第11号 監査委員の選任同意について
- 日程第7 請願第1号 直接搬入（家庭系一般廃棄物）の処理手数料改定の再検討等を求める請願について
- 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について

出席議員（8名）

1番	山内 守	2番	吉田 尋子
3番	木戸 徳吉	5番	木村 裕
6番	山森 英二	7番	森田 幸子
8番	東 ま さ 子	9番	山下 秋 則

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の氏名

管理者	西村 良平	副管理者	畠中 源一
副管理者(常任)	柴田 建司	会計管理者	中川 博美
事務局長	井尻 浩史	総務課長	辻 博文
事業課長	小寺 博	事業課長補佐	野口 純平
総務課 係長	小山 貴志	総務課 主事	今村 綾香

議長 皆様おはようございます。

令和5年第2回船井郡衛生管理組合議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様には定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

只今の、出席議員は、8名です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きま

す。日程に入るに先だって、報告いたします。

報道関係者から写真撮影の申出があります。これについては、傍聴席から撮影することを許可します。

また、管理者より、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき令和 4 年度船井郡衛生管理組合一般会計繰越明許費繰越計算書が提出されております。お手元に配布しておきましたので、お調べおき願います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定により、2 番 吉田尋子議員、3 番 木戸徳吉 議員を指名いたします。

次に、日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

**議 員** 異議なしの声

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

次に、日程第 3 「諸般の報告」を行います。管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

西村管理者。

**管理者** 議員の皆様おはようございます。

本日ここに、令和 5 年第 2 回船井郡衛生管理組合定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはそれぞれ構成市町の 9 月議会など何かとお忙しいところ、繰り合わせご参集賜り誠にありがとうございます。

議員各位には、平素より当組合事業の運営に格別のご協力を賜っておりますことに改めまして厚くお礼申し上げます。

さて、去る 5 月 8 日新型コロナウイルス感染症は感染症法上 5 類への位置づけ変更に伴い、基本的な感染対策の考え方が、行政から一律に求めることはなくなり個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むこととされたところでございます。

また加えてロシアによるウクライナ侵攻開始から一年半を超え大変厳しい状況が続いているところであり、また併せて世界的な物価高の状況など今も社会生活への甚大な影響が続いている状況でございます。

そのような状況の中、当組合においてはエッセンシャルワーカーとして住民生活に欠かすことのできない業務を担っており、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら業務推進を図り、住民生活の安心につなげていくことが重要であると認識しているところでございます。

それでは、先の 3 月定例会以降の動向につきまして、ご報告申し上げます。

まず初めに新火葬場建設事業につきましては、昨年南丹市都市計画火葬場事業認可を取得して以来、建設事業に係ります用地地権者及び補償物件所有者との用地取得及び物件補償についての交渉を順次進めており、地元地権者の皆様には深いご理解をいただく中で順調に交渉を進められており、今後も引き続き慎重かつ丁寧な交渉を行い、早期に全地権者のご理解ご協力をいただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

併せて進入路となります市道火葬場線の拡幅に向け、南丹市所管部署と工事実施に向け詳細にわたる協議を重ねているところであり、引き続き事業推進を図ってまいりたいと考えております。

次に令和 2 年度からごみ焼却処分につきましては、今日まで三重県伊賀市内の民間施設であります三重中央開発株式会社へ委託しており、処分先である伊賀市や地元役員が

出席される事前協議などを経て、本年 4 月から 3 年間の焼却処分委託契約を締結し、引き続き受け入れを頂いているところでございます。

併せて平成 31 年度からお世話になっております亀岡市におきましても、令和 5 年度委託契約を締結し、引き続き処分先として受け入れをして頂いております。

次に 3 月 23 日、6 月 30 日の両日、一般廃棄物積替保管業務監視委員会が開催され、当組合も出席致しました。会議の主な内容につきましては、積替保管施設について当組合から施設の運用状況を報告し、それぞれの課題について協議を行ったところでございます。

次に 4 月 3 日、本年度職員採用試験を実施し合格した 8 名の新規採用職員の辞令交付式を行い、当組合職員としてそれぞれの部署に配属され、新たな配置により業務に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に 4 月 21 日に、京丹波町議会全員協議会を開催いただき、当組合を視察いただきました。当日は当組合業務の概要また現状の課題や事業進捗状況などご説明申し上げ、京都中部クリーンセンターし尿処理施設をはじめ、一般廃棄物積替え保管施設や現火葬場並びに新火葬場建設予定地などをご視察いただき、それぞれ議員の皆様方から貴重なご意見ご指導をいただいたところでございます。今後も循環型社会の構築に向け鋭意取り組んでまいる所存でございます。

次に 4 月 26 日、6 月 27 日には当組合監査委員によります例月出納検査を実施いただき、毎月の出納状況をはじめ、当組合の事業運営状況など詳細な検査をいただきご指導を賜ったところでございます。

次に 5 月のゴールデンウィークのごみ収集につきましては、住民生活への影響を考慮し、ごみ搬出の状況やご要望を踏まえ、積替え保管施設の地元川辺地域の皆様方にご理解をいただく中で、5 月 3 日から 5 日までの 3 日間収集業務を行ったところでございます。

次に6月14日、21日の二日間、職員研修としまして、「交通事故の被害者・加害者にならないために」をテーマに交通安全研修を実施いたしました。当組合では日常的に車両を使用する業務を行っており、また、通勤も車両通勤がほとんどであることから、全職員が日常的な交通安全意識を高めていく必要があります。この研修をもとに当組合が交通安全を図る模範となり業務を進めてまいりたいと考えております。

次に6月15日、16日ご承知のとおり報道機関により当組合の直接搬入ごみに関する取材があり、その後テレビ放映されたところでございます。本件につきましては、当組合議会令和5年3月定例会で慎重審議の上、「船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」を議決いただいたところでございます。直接搬入の受け入れにつきましては、基本は引っ越し等で排出される多量のごみを搬入いただくこととしており、ごみの減量化や分別の適正化を進める上で、一般廃棄物の処理につきましては、原則受益者負担とすることが公平で合理的であることから、本年10月から家庭系ごみの直接搬入50キログラム以下の手数料の有料化をお願いすべく、当組合ホームページ、各市町のお知らせ版、CATVやチラシ配布などお知らせ広報活動を行い住民の皆様へ周知を図ってきたところでございます。

また、併せまして住民の皆様方からご要望もいただきました不燃ごみ再資源化物のビニール類収集用袋の中サイズ(約30リットル)を追加し8月1日よりご使用いただいております。

今後も引き続き廃棄物の資源循環やごみの減量化及び処理経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に8月2日、当組合監査委員により令和4年度決算審査を実施いただき、大変多くの組合事業に詳細にわたる審査をいただき、「会計決算はいずれも関係法令に準拠し、内容も適正であると認められ、今後も引き続き正確、的確な処理に努められたい」との

講評をいただいたところでございます。組合といたしましては、今後も構成市町の厳しい財政状況に鑑み、さらに経費削減と事務事業の効率化、合理化に取り組んでまいり所存でございます。

以上が先の定例会以降の取り組み状況でございます。

なお、後になりましたが、本日提案させていただきます議案は令和4年度一般会計歳入歳出決算認定など3件及び請願1件でございます。

特に決算の内容につきましては、本組合議会を通じて議員の皆様からご指導いただきましたご意見などを念頭に、適正な廃棄物処理業務を停滞させることなく、住民の皆様方の安心・安全な生活環境を確保する本組合の使命を果たすべく取り組んできたものでございます。

今後とも議員の皆様には、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げ諸般の報告とさせていただきます。

本日は大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

**議 長** 次に日程第4「議案第9号、令和4年度船井郡衛生管理組合 一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

**事務局** (議案第9号、朗読)

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第9号、令和4年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査に付し、審査意見書を令和5年8月3日付で提出いただきましたので、地方自治法第233条

第3項の規定により監査委員の意見書を添えて認定を求めるものであります。

令和4年度におきましては、財政状況が非常に厳しい中で構成市町のご協力を得て、事務事業の執行を図って参りました。

まず、主な歳入について見てみますと、お手元の決算添付資料のとおり、南丹市及び京丹波町からの分担金及び負担金が10億3,977万6千円で歳入構成比60.4%、使用料及び手数料が4億9,261万8千円で同じく28.6%となり、合わせて歳入総額の89.0%を占めているところであります。

また、令和元年度から受入れをしております、亀岡市のし尿及び浄化槽汚泥について、汚泥処理業務受託事業費及び施設維持管理費を主な内容とする諸収入が1億3,424万5千円で、同じく7.8%となったところであります。

一方、歳出につきまして、目的別では、議会費が31万4千円、総務費が1億1,623万1千円、衛生費が15億6,555万5千円となっております。

また、性質別で見ますと人件費が2億4,148万4千円で構成比14.3%、物件費が11億4,045万7千円で67.8%、維持補修費が9,887万9千円で5.9%、積立金が1億1,001万3千円で6.5%、普通建設事業費7,669万3千円で4.6%などとなったところであります。

以上から、令和4年度一般会計の歳入総額は、17億2,256万1,909円、歳出総額は、16億8,210万56円で、歳入歳出差引残額は、4,046万1,853円となりました。

また、ここから繰越明許費財源の1,364万円を差引く実質収支は2,682万2千円の黒字となったところであります。

さらに、ここから前年度の実質収支を差引く単年度収支は1,249万6千円の赤字で、この単年度収支に財政調整基金の積立金1万3千円を加えた実質単年度収支は、1,248万



3千円の赤字となったところであります。

今後におきましても、構成市町の厳しい財政状況に鑑み、さらに経費の削減と、事務事業の効率化、合理化に努めていく所存であります。

歳入歳出決算の詳細につきましては、会計管理者からご説明申し上げます。

何卒、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**議 長** 次に、会計管理者から本議案の詳細説明を求めます。

中川会計管理者。

**会計管理者** それでは、「議案第9号 令和4年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算」につきまして、ご説明させていただきます。

令和4年度の決算につきましては、構成市町の首長様、組合議会議員の皆様、各市町の担当者の皆様の格別なご協力によりまして、それぞれ、厳しい財政状況の中で黒字決算となったところでございます。改めまして、関係の方々に厚くお礼申し上げます。

それでは、令和4年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、お手元の決算書及び決算添付資料に基づき、ご説明させていただきます。

まず、決算書の1ページから4ページでございますが、令和4年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額17億2,256万1,909円、歳出総額16億8,210万56円で、歳入歳出差引残額4,046万1,853円となり、少しページが飛びますが、23ページ「実質収支に関する調書」のとおり、繰越明許費繰越額1,364万円を差し引き、実質収支で2,682万1,853円の黒字決算となりました。併せまして、添付資料1ページのとおり、単年度収支は、1,249万6千円の赤字、さらに、この単年度収支に財政調整基金の積立金1万3千円を加えた実質単年度収支についても、1,248万3千円の赤字となったところであります。

それでは事項別明細書によりまして、歳入から款を追ってご説明させていただきます。

5、6 ページの 1 款 分担金及び負担金でございますが、予算現額 10 億 3,977 万 7 千円に對しまして、調定額、収入済額とも 10 億 3,977 万 5,961 円でございます。

その内訳につきましては、業務にかかる経常経費分、事務費の分担金等といたしまして、南丹市から 6 億 6,595 万 4,400 円、京丹波町から 3 億 7,382 万 1,561 円でございます。

次に、2 款 使用料及び手数料につきましては、予算現額 5 億 309 万円に對しまして、調定額 4 億 9,268 万 4,001 円、収入済額 4 億 9,261 万 7,664 円、収入未済額 6 万 6,337 円となったところでございます。

収入済の主なものといたしましては、汲取り券販売料、各収集袋等の販売料、各ごみの処理手数料、管内排水処理施設等の維持管理にかかる手数料及び火葬場使用料でございます。なお、過年度分のし尿収集手数料 7 万 1,337 円のうち、当該年度において、5 千円の収納があり、収入未済額は 6 万 6,337 円となったところであります。

次に、3 款 財産収入は、予算現額 11 万 1 千円に對しまして、調定額、収入済額とも、それぞれ 11 万 2,127 円となりました。内訳といたしましては、財産運用収入として、財政調整基金及び廃棄物処理施設建設等基金の運用利子でございます。

次に、4 款 繰入金でございますが、予算現額 1 億 3,500 万円に對しまして、調定額、収入済額とも 1,469 万 3 千円となっております。内容といたしましては、廃棄物処理施設建設等基金からの繰入でございます。

次に、7、8 ページ、5 款 繰越金は、前年度繰越金 4,111 万 7,643 円の受け入れでございます。

次に、6 款 諸収入は、予算現額 1 億 3,450 万 5 千円に對しまして調定額、収入済額とも、それぞれ 1 億 3,424 万 5,514 円となりました。内訳といたしましては、預金利子、アルミ等資源物の売却代、家畜処理施設の維持管理費の他、令和元年度より受入れをし

ております、亀岡市からのし尿と汚泥の処理費 1 億 2,925 万 6,085 円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額 18 億 5,360 万円に対しまして、調定額 17 億 2,262 万 8,246 円、収入済額 17 億 2,256 万 1,909 円、収入未済額 6 万 6,337 円でございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明させていただきます。

まず、9,10 ページ、1 款 議会費は、予算現額 52 万円に対しまして、支出済額は 31 万 3,912 円で、組合議員の報酬及び費用弁償など、組合議会の運営に要した経費でございます。

次に、2 款 総務費は、予算現額 1 億 1,814 万 4 千円に対しまして、支出済額 1 億 1,623 万 1,045 円で、正副管理者の報酬、常任の副管理者及び 11 名の事務職員の人件費など、組合の総括的な運営、維持管理に要した経費及び事務所の電話設備更新に係る工事などでございます。

次に、24 節 積立金でございますが、財政調整基金に 1 万 3 千円、3 款 衛生費、1 目 清掃総務費、24 節 積立金で、廃棄物処理施設建設等基金に 1 億 1 千万円の積み立てを行なったところでございます。

以上から、令和 4 年度末基金残高は、巻末の「財産に関する調書」のとおり、財政調整基金 1 億 3,787 万 4 千円、廃棄物処理施設建設等基金は取り崩し分の 1,469 万 3 千円を差し引き、11 億 411 万 1 千円となり、基金総額 12 億 4,198 万 5 千円となったところでございます。

次に、ページを戻っていただきまして、11,12 ページ、3 款 衛生費は、予算現額 17 億 3,283 万 6 千円に対しまして、支出済額は 15 億 6,555 万 5,099 円、翌年度繰越額 9,320 万 8 千円となりました。支出済額のうち、1 目 清掃総務費は先ほどご説明いたしました廃棄物処理施設建設等基金積立金の 1 億 1 千万円でございます。

次に、2 目 塵芥処理費 5 億 189 万 8,017 円は、塵芥収集及び施設管理にたずさわる 9

名の職員の人件費の他、令和 3 年度から委託した可燃ごみの収集業務委託料を含む可燃ごみの収集に係る経費及び亀岡市他への焼却処理委託料などの可燃ごみの処理に要した経費と、次のページになりますが、17 節 備品購入費として、ごみ収集車両の更新費用が主なものであります。

なお、ごみ収集車両については、もう 1 台更新予定でしたが、世界的な半導体不足等の関係から納車が間に合わず、1,364 万円を翌年度に繰り越ししております。

続きまして、15,16 ページ、3 目 リサイクル処理費 1 億 2,514 万 6,535 円は、リサイクルごみの収集及び処理にたずさわる 11 名の職員の人件費の他、指定袋の印刷購入費、リサイクルごみの収集に係る経費及びリサイクルごみの処理に要した経費と 17 節 備品購入費として、収集用エコバッグが主なものであります。

次に、17 から 20 ページ、4 目 し尿処理費 7 億 7,743 万 6,468 円は、し尿処理等にたずさわる 5 名の職員の人件費の他、し尿処理施設の運転管理に要した経費、南丹浄化センターを含む管内の排水処理施設等の維持管理に要した経費、し尿収集委託料、浄化槽清掃業務委託料及び 14 節 処理施設の修繕を行った工事請負費が主なものであります。

次に、5 目 火葬場費 5,107 万 4,079 円は、火葬業務にたずさわる 4 名の職員の人件費の他、火葬場の運転管理に要した経費、火葬炉等の修繕費及び新火葬場建設に係る業務委託料などが主な内容であります。

なお、新火葬場建設に係る、16 節 公有財産購入費 6 千万円、次のページになりますが、21 節 補償、補填及び賠償金 1,956 万 8 千円、合計 7,956 万 8 千円については、コロナ等の関係で一部事業が行えず翌年度に繰り越ししております。

4 款 公債費、5 款 予備費につきましては、執行いたしておりません。

以上、歳出合計につきましては、予算現額 18 億 5,360 万円に対しまして、支出済額 16 億 8,210 万 56 円、翌年度繰越額 9,320 万 8 千円、不用額 7,829 万 1,944 円となりました。

以上、誠に簡単ではございますが、令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長** 詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

**木村議員** 新火葬場の関係で、設計等の執行をされているところでありますし、冒頭管理者の方から進捗については用地買収、進入路の建設の関係、それぞれ進んでいるというお話をいただきましたが、当初の予定からいきますと令和3年度にスタートして目標としては令和8年度の期間までの設定ですけれども、用地買収については少しずれ込んだ経過はありますが、設計業務の委託も含めて進んでいるところではありますが、この用地買収の後に、用地の造成が始まってきますが、その点で現時点での遅れはきたしていないのかお伺いいたします。

**井尻事務局長** 木村議員のご質問にお答えいたします。先ほどのご質問でおっしゃっていただきましたとおり、用地交渉等を行っておるところでございまして、順調に進んでおるところでございます。この事業につきましては、地権者の方の貴重な土地をお譲りいただくということで、今進めておるところでございますが、その中でコロナ禍の中で立ち合い等が遅れていた関係で、当初令和8年度の完成を目指しておりましたが、少し遅れてきております、工事の方も順調に進めてまいりたいと思っておりますが、今現在目標としております工事完了予定でございまして、令和9年度を完成予定ということで、それを目的に鋭意事業の方を進めて参りたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**木村議員** ありがとうございます。若干遅れはやむを得ない部分もございまして、それから

特に気になるのが、管理者が冒頭触れられましたが、国際的な情勢も踏まえて物価高の影響を必ず受けて参ります。その点でいうと今後の建築費に関わる部分は適切な対応が求められるのではないかという点で、十分ご留意いただきたいなと思っております。次に、財産に関するところではありますが、決算書 24 ページ財産に関する調書がございますけれども、財政調整基金については 1 億 3700 万あまりということですが、通常の市町村の財政で考えますと、標準財政に基づいて、財政調整基金はだいたい 1 割から 2 割という目安がありますが、組合関係の財政調整基金のボリュームというのはどの程度なのか想像がつかないところがありますが、何か目安があるのかどうかお伺いいたします。

**井尻事務局長** ただいまのご質問にお答えしたいと思います。今おっしゃっていただいた通り一般的には標準財政規模の 10%から 20%が適正と言われております。全国的な調査においても、多いのが 5%から 10%程度ということになっているようですが、組合の財政につきましては、普通地方公共団体と違い、業務が固定されており、メニューが少ないといえますか、そのためバラつきもあまりないということもございまして、若干低めに設定をしております、だいたい 8%程度を推移しており、キープしておるということで、十分に適正な財政運営ができると考えております。

**木村議員** もう一点、廃棄物処理施設建設等基金で令和 4 年度中に一定の積立をされましたけれども、これはかなり大きい計画を立てる中で、その用途については検討していくことになるかと思いますが、これについては基金の目標や目安についてあるのかお伺いいたします。

**井尻事務局長** ただいまのご質問でございますが、この基金につきましては目的を持った基金でございます。ご存じのように、新火葬場事業、また今休止をしておりますが、管内にごみ処理施設がないということで、今後代わる事業の推進をしていかなければならないということで、できる限り積立をして、その原資にしていきたいと考えておるとこ

ろでございます。その規模、基準は特に設けておりませんが、先ほどありました、財政調整基金との兼ね合いも当然でございますし、財政規模の関係もでございます。また、構成市町様にご負担いただきます賦課金の関係も十分に踏まえまして、事業に有効に適正に使用できるような形で積み立てをしてまいりたいと考えております。

**東議員** 歳入の6ページでありますけれども、衛生手数料の滞納ということで説明がありましたが、過年度の手数料の滞納というのはどういうものが滞納となっているのかお聞きしたいと思います。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えしたいと思います。この手数料の滞納でございますが、お一人の方の滞納でございます。平成16年からの滞納になっておりまして、ご本人と十分にお話させていただきまして、当時平成16年に誓約書をいただいております。内容といたしましては15回の分割でお支払いをさせていただきたいということでございまして、15回の内容といたしますのが、71,337円という滞納がございまして、毎月5,000円を14回、そしてその残額1,337円を1回として、合わせて71,337円をお納めいただくということでご誓約をいただいたところでございます。それからその間お支払いが滞っておりまして、昨年度、ご本人にお会いいたしまして、ご説明、お願いをする中でご理解をいただいて、今年3月に5,000円を納めて頂いたという経過でございまして、その分が今回71,337円から5,000円を差し引きました66,337円を計上いたしておるということでございます。

**東議員** もう1点ですが、16ページの塵芥処理費の最終処分事業のところ、可燃ごみの処分委託料ということで5,456,660円とありますが、この処分委託料というものはどのようなものかお伺いいたします。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えしたいと思います。この16ページに記載しております最終処分事業のところにあります可燃ごみ処分委託料でございますけれども、こ

れにつきましては、ごみを焼却処理した後に灰が残ります。それを最終処分場へ搬入する費用でございまして、大阪湾で埋め立てをしております、大阪フェニックス計画というものがございまして、そちらのほうに処理を委託しております、その運搬等も含めまして、その処分費を計上しております。

**東議員** 先ほどもありましたけれども、施設建設ということで基金の積立っております。火葬場もありますけれども、焼却処分を三重県や亀岡市にお世話になっておりますけれども、焼却施設建設に向けた基金でありますので、この建設については広域的に検討されているということでお聞きしておりますが、どのような進捗になっているのかお伺いしたいと思います。

**西村管理者** ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。本市、京丹波町の一般廃棄物の処理でございまして、当初はカンポリサイクルプラザに委託をしております、それが撤退されたということでございます。土地は南丹市の方に寄付をいただいておりますが、何年も経過をしておる中で土地も含めた適切な場所で、新たな事業を起こしていく必要がございますが、ひとつは広域的対応につきましては、京都府の方で協議の場も設けていただいておりますし、一定の提示があるものと思っております。他府県の状況を見ておりますと積極的な県の関与もございますが、京都府の場合はこれからだろうと思っておりますし、隣接の亀岡市さんともごみの問題については情報を交換したり、共有しているところでございますが、また、どの組み合わせで、どの範囲で、どこで、どんな施設をということについては、まだ具体的な姿は出てきておりませんが、他府県の事例を見たり、本市、京丹波町さんの財政状況等も考えながら、できれば広域的な対応で、各市町の負担を軽減していきたい。あるいは国が一定の広域的な民間も含めた事業スキームを組んでもよいという方針も出



されておりますので、そのあたりも十分鑑みながら、かなり時間も経っておりますので、一定の方向を早く取りまとめていきたいと思っておるところでございます。

**議長** ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はありませんか。

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。「議案第9号、令和4年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の認定ついて」は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

**議員** (挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、日程第5 議案第10号「令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案第10号、朗読)

**議長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第10号、令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、業務遂行上、急を要する経費について追加補正をお願いしようとするものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,420万円を追加し、歳入歳出総額を19億2,760万円にしようとするものであります。

歳出における、主な内容につきましては、人件費としての当初予算計上分について、

人事異動に伴う支出科目間の組替えおよび当初の新規採用職員の採用計画では、係長級の職員を1名採用する予定でしたが、採用に至らず、268万7千円の減額であります。

次に、総務管理費で、新規採用職員等の制服購入にかかる消耗品費、仕様変更による事務機器保守点検およびホームページ運営委託料138万7千円の追加、塵芥処理費で燃料高騰による単価の上昇により可燃ごみ収集袋にかかる印刷製本費、欠員による廃棄物受付業務委託料等で378万6千円の追加、リサイクル処理費でビニール類収集袋仕様変更による印刷製本費等で258万6千円の減額、火葬場費で緊急電気工事にかかる修繕費90万円の追加、新火葬場建設事業で公有財産購入費および補償費2,340万円の追加をお願いするものです。

続いて、歳入につきましては、これら歳出の財源として廃棄物処理施設建設等基金からの繰入金2,340万円、前年度繰越金の内、80万円を計上したところであります。

何卒、ご審議、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**吉田議員** ホームページの運営委託料増ということですが、どのような内容かお聞かせください。

**井尻事務局長** 吉田議員のご質問にお答えしたいと思います。今回補正をお願いしておりますホームページ運営委託料でございますけれども、当初予算におきましては、現在運用しておりますホームページのブライダーが、南丹市情報センターでしたが、民間会社であります株式会社KCNなんたんに移行したことに伴いまして、当該ホームページの移行作業及びページ構成の一部変更を想定しておりましたが、今回ホームページの内容を精査する中で住民ニーズの多様化や、資源循環型社会の構築等に向けた効果的な啓発に対応した情報発信コンテンツとしてよりよいものにしたいということで、補正をお願い

いするものです。内容等につきましては、今精査、検討をしておる最中でございますが、やはり住民の方に見て頂いてわかりやすく見ていただく、最近はスマートフォンが普及しております、そういった形でホームページを閲覧していただく方が多ございますので、そういったことにも対応していきたいと考えておりますし、この議会でもお世話になっておりますが、議会のページも作っていき、できるだけ情報発信をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**木村議員** 歳出の7ページの火葬場費ですが、新火葬場建設事業で用地買収と補償がありますけれども、用地買収等々の交渉の部分はまだ続くものでしょうか、それとも一旦これで完結した状態なのかお伺いいたします。

**井尻事務局長** 木村議員のご質問にお答えしたいと思います。新火葬場の用地等の関係でございますが、決算の時にも若干ご説明申し上げましたが、繰越をした形で用地補償に充てる部分がございます。昨年度末で業務委託をしておりました用地補償並びに物件移転補償の詳細が成果品として上がってまいりましていわゆる動産も含めまして、補償費が確定いたしました。おおむね繰越した予算でいける予定をしておりましたが、評価額等を精査した結果、今回補正をお願いする部分で事業を進めて参りたいと考えておまして、一応この補正をもちまして、補償費等の事業につきましては、完結していくと考えております。

**木戸議員** 新規採用職員の採用計画で係長級の職員を1名採用する予定とありましたが、急に係長級を採用するというのは理解ができませんが、なにか裏付けがあつてその方を採用するという事で予算を計上したということによろしいのですか。技術を持った方であれば係長級にするということで、技術職の方を採用する予定でしたので予算を計上したのか教えていただきたいと思ひます。

**井尻事務局長** 木戸議員のご質問にお答えしたいと思います。今おっしゃっておられまし

た係長級の職員でございますが、社会人枠ということで募集をさせていただきました。  
ご案内のとおり当組合の職員の年齢層でございますが、高齢化しておる部分と、若年層で、ちょうど係長級である 30 代から 40 代の職員が抜けておるとい状況がございまして、採用の人事計画を作成したなかで計画的に職員の補充をしていかなければいけないということで、そういった中で今回係長、ルームリーダーとなつていただく職に就いていただきたいということで、募集をしたわけですが、それにつきましては社会人枠ということで、民間等で経験をしている、社会に出て係長として活躍をされている方に受験していただいて、採用していきたいという思いでございましたが、試験の結果それにあう人材がなかったということでございます。

**木戸議員** 職員の年齢層に隔たりがある事はお聞きしておりました。今回新しい試みでそういうことをされて、最終的には採用にいたらなかったということですが、今後このような募集の仕方をされるのかお伺いいたします。

**井尻事務局長** 木戸議員のご質問にお答えしたいと思います。現在、そういう形で人材が集まらなかったということでございまして、今後も人事計画に基づきまして、採用の試験等を実施したいと思います。できればプロパーの職員の中で人材育成をしていきたいと考えておりますし、十分見極めながら採用試験等を実施していきたいと考えております。

**東議員** 提案説明でリサイクル処理費、ビニール類収集袋仕様変更による印刷製本費の減額ということですが、どのようになったのかお聞きします。

会計年度任用職員さんについては期末手当はありますが、勤勉手当がないということで、勤勉手当を受けることができるようになったのではないかと思います。共済にも加入することができるようになったと理解しておりますがその点についてお伺いいたしま

す。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えいたします。まず1つ目で、ビニール袋仕様変更に伴います減額補正です。これにつきましてはご存じのように、従来の指定袋につきましては、紐で縛るタイプの指定袋をご利用いただいておりますが、国内では生産ができないということで、中国で生産をしてまいりました。先般のコロナ禍であったり、ウクライナ情勢等々で中国からの袋の輸入が滞る状況が出て参りました。これにつきましては住民のみなさまの生活に非常に密着したものでございますので、その供給が滞るのは問題があるということで、国内産の指定袋に変更していきたいということで検討をさせていただきました。そういった中でひも付きの袋の単価が手間がかかるということで高かったのですが、いわゆるコンビニの袋と同様の形状の袋にいたしますと、国内生産ではありますが1枚の単価が下がったということでその分を補正で減額をさせていただきます。会計年度任用職員さんの関係でございますけれども、おっしゃっていただいた通り勤勉手当につきましては出ておりません。国でも法律が改正されまして、勤勉手当が支給できるという方向に向かっておりますが、これにつきましては法律自体が来年度以降の話になっておりまして、そういった中で構成市町さんの取り組み状況等をお聞かせいただく中で当組合も取り組みをしてまいりたいと考えておりまして、今のところ勤勉手当の支給につきましては予定はございません。もう1点共済組合の会計年度任用職員さんの加入ですが、当組合におきましては、フルの方もパートの方も会計年度任用職員さんにつきましては、共済組合に加入しております。

**東議員** ビニール袋の仕様変更の新しい袋は今使っている袋がなくなり次第変更していくということですが、今の在庫状況どうなっているのか確認いたします。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。ビニールの指定収集袋ですが、切り替わりができておりまして、在庫もほとんどない状態になっております。

議 長 ほか質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

議 員 (討論なしの声)

議 長 討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。「議案第10号、令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員 (挙手)

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6「議案第11号、監査委員の選任同意について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 (議案第11号、朗読)

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第11号、監査委員の選任同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本組合の監査委員につきましては、組合規約第7条第2項の規定により、議員及び識見を有する者の2名で構成されておりますが、ご就任いただいております齊藤 稔委員の任期が本年9月30日をもって満了となるため、再任として地方自治法第196条第1項の規定により選任同意をお願いするものであります。

齊藤 稔氏につきましては、昭和59年に京都産業大学を卒業、さらに平成11年に京都学園大学(現在の京都先端科学大学)大学院を修了され、税理士、行政書士登録、

平成23年10月より本組合の代表監査委員を務めていただいているところであり、優れた識見を有されており、本組合の監査委員として最適任者であると認め、選任しようとするものであります。

何卒、同氏の選任につきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**議長** 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入るわけですが、本件は、人事案件でありますので、暫時休憩をいたします。休憩中に質疑をお願いいたします。

(暫時休憩)

**議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

討論を省略して、これより採決に入ります。

お諮りします。「議案第11号、監査委員会委員の選任同意について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

**議員** (異議なしの声)

**議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第7「請願第1号 直接搬入(家庭系一般廃棄物)の処理手数料改定の再検討等を求める請願について」を議題といたします。

本定例会に受理いたしました請願はお手元に配布いたしました請願文書表のとおり1件であります。

お諮りいたします。

請願第1号については、組合議会会議規則第87条第2項の規定により常任委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

**議員** (異議なしの声)

**議長** ご異議なしと認め、さよう決めます。

次に、当該請願の紹介議員に請願の趣旨について、説明を求めます。

東 まさ子議員。

**東 まさ子議員（紹介議員）** ただいま議長の方から紹介議員の説明ということでありました。今回新日本婦人の会南丹支部の皆様の方から提出されております、直接搬入（家庭系一般廃棄物）の処理手数料改定の再検討を求める請願について、わたくしが紹介議員となっておりますので趣旨を紹介させていただきます。

直接搬入（家庭系一般廃棄物）の処理手数料改定の再検討を求める請願は、ひとつに10月から徴収が予定されております、京都中部クリーンセンターへの50 kg以下の家庭系ごみ持ち込み手数料900円を、10 kg単位で近隣市、亀岡市10 kg 180円、福知山市20 kg 200円の料金と同等程度に是正していただくこと、ふたつに指定袋での直接持ち込みを認めていただくことを求めています。その理由として、これまで50 kg以下が無料であった家庭系一般廃棄物の直接搬入手数料が50 kg以下一律900円の有料化となり、直接持ち込みをしていた住民の生活を直撃すること、また衛生上等の理由で直接持ち込まざるを得ない家庭の実情もあるとしています。そのうえでせめて近隣市並みの料金体系に見直してほしいとしているものです。わたくしは3月議会においてこの議案に賛成をしたひとりではありますが、この請願の紹介議員の依頼を受け、内容を見させていただく中で、近隣市並みにしてほしいという請願趣旨は住民の皆さんの当たり前の要望と認めました。よって請願の採択を呼びかけまして、趣旨説明とさせていただきます。

**議 長** 趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に関して、質疑はありませんか。

**木村議員** 東議員にお尋ねいたします。今説明のなかでありましたように、この案件につきましては本年3月の第1回定例会で提案された内容について、全会一致で議決したと



ころであります。今回の請願の内容の 2 点につきましては、議決した内容と異なり、内容を変更するような中身になっておりますが、東議員はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

**東議員** 前置きとして私も 3 月議会では賛成をいたしましたということであります。ですが、今回の皆さんの請願内容を見させていただく中で、その中身について同意ができるということであります。議会の責任として、住民の皆さんの要望に応えることも大切であります。この制度の内容は住民の皆さんに不十分であれば検討し見直しをするということも、議会の役割だと思っております。この請願の中身について、衛管の議会でも他市の状況の資料もいただく中で指定袋などは、亀岡、綾部、福知山では捨てることができることになっておりますし、先ほど管理者の冒頭のお話にもありましたが、多量ごみは受け入れるけれども、少量のごみについては受益者負担であるということであります。そういう言葉もありましたが、やはり近隣市並みにもう少し、この請願がいつているように量の見直しをすることも大切ではないかと思っているところです。

**木戸議員** お尋ねいたします。請願理由の一番下の方に書いてあります、衛生上等の理由で直接持ち込まざるを得ない家庭の実情への対応が必要だとありますが、ご説明をお願いいたします。

**東議員** 例えば、おうちで介護をされている方でありましたり、1 週間に 2 回収集があるとはいえ 3、4 日という間隔が空くことにもなっておりますし、そのほかにもあるかも分かりませんが困っている人の要望もあります。中身的にも有料化がダメだと言っているわけではなく、もう少し近隣市並みの対応してほしいということでもありますので、妥当なところと思っているところです。

**木戸議員** 今のご答弁によりますと、介護をされているご家庭においては長く置くもので

はないということも理解はできますが、この持ち込みの状況をお聞きしておりますと地域的に衛管の近い方が多いという事で、遠い方はあまりないとお聞きしております。そういう方たちとの整合を考えますと近い方は早く処理したいというのは分かりますが、どの地域も週に2回収集をしていただいておりますので、そのあたりをどのようにお考えか再度お伺いいたします。

**東議員** 現在週2回の収集をお世話になっておるところであります。近くの方が持ち込みをされているということでありましたが、それなりの労力をつかって持ち込みをされているということもありますし、困っている状況があるということでもありますので、一定の有料化を認めているところでもありますので、是非とも見直しをする必要があるのではないかと思っているところです。かなりの労力を使って持ち込みをされていると理解をしております。

**議長** ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、趣旨説明に関する質疑を終結いたします。

これより請願審査に入ります。質疑を行います。

質疑はありますか。

**吉田議員** 直接持ち込みに対する有料化ということですが、直接持ち込みの対象者、このように50kg900円という設定になったこと理由付けをお伺いいたします。

**井尻事務局長** 吉田議員のご質問にお答えをいたします。原則日常家庭から排出されまごみにつきましては収集対応をお願いをしておるところでございます。直接搬入でのごみの受け入れを行っている基本的な趣旨ですが、ご家庭において引っ越しや大掃除、家財整理等で収集により対応できない多量のごみを排出する必要性が生じた場合等を想定した措置でございます。特に可燃ごみについては週に2回、今おっしゃっていただきましたとおり収集を行っておりますが、1世帯1回あたり、45リットルの大袋最大20kgまで対応

できる袋ですが、それを1家庭3袋まで、合わせて60kg程度までは収集対応が可能であると考えておるところでございます。従いまして、50kg以下の特に30kg程度のごみにつきましては、十分収集での対応が可能と思っておりますので、そういう形をお願いしておるところでございます。しかしながら、最近の状況を見ておりますと無料ということで、回収で対応が可能と思われる量のごみ、極端な場合ではレジ袋1袋を持ち込みされる場合もあります。また、できるだけ確認はとっておりますが、管外からのごみの搬入も懸念されるところであります。先ほどもありましたようにクリーンセンターに近くにお住まいの方や車等をお持ちの方は持ち込むことが可能となっておりますが、その遠方の方も含めまして、また運搬手段をお持ちでない高齢の方等もいらっしゃいます。そういった方の持ち込みをしたくても持ち込むことができない状態があるということで、これにつきましては、公共サービスを享受いただくにおきまして、不公平な状態になっておるといこともございまして、その解消も今回重要な課題と認識しております。そういった中で1日の持ち込み件数ですが、約200件というすごい数になっております。近隣市でも突出した件数でございます。近隣の市町で見ますと、亀岡市さんは約5件、綾部市さんは約90件、福知山市さんは約120件、政令指定都市であります京都市さんにつきましては、南部クリーンセンターと東北部クリーンセンターがあり、大都市でも南部クリーンセンターで約300件、東北部クリーンセンターで約200件、城南衛生管理組合におきましては、各役場で申請受付をされておりますが、約9件、乙訓環境衛生組合で約3件というような数で持ち込みをされておるとい状況が近隣市町でございます。そういったところを踏まえまして、当組合でも200件という多くの数に対応するために職員の増員配置等の経常経費の増加に繋がっているのが実際の状況でございます。また併せまして、それだけの車両で搬入がありますので京都中部クリーンセンターへの進入路でございます市道の渋滞が発生しており、一般車両への大きな影響を及ぼしていると

いう状況でございます。これにつきましては、先日の報道等でも取り上げられております。これらのことに加えまして、近隣自治体の有料化の状況を参考にさせていただくとともにごみの分別化および減量化に期待ができると有料化が合理的だと判断いたしましたところでございます。今後も十分に丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。

**木村議員** 3月の議会で色々ご説明いただきましたので、吉田議員と同じようになるかと思えますけれども、5月に全戸配布で各家庭に処理手数料改正についてのお知らせを配布いただきました。この中で、今回の制度改正についてなぜするのかというと、公平で合理的な対応をするため判断し制度改正を行うということでした。今吉田議員の質問に対する答弁でもありましたように、公平性の部分でいいますとひとつは、南丹市内のなかでも一定範囲に限られた比較的アクセスしやすいエリアの方が利用されていた実態がある。その一方で答弁の中にもありましたけれども、ここにアクセスできない人たちは当然それができないということで、その観点から公平性があるのですが、もう1点合理性の問題からいいますと、地域での回収に協力されている方は有料のごみ袋で出されていますが、その部分とも比較してもこれは問題があるのではないかとこのように思いましたが、その理解でいいのかどうか、なおかつご答弁いただきました中では、管外の持ち込みもありうるということでしたが、これも問題があるのではないかと考えております。合理性の部分から言いますと、他の組合、市町村との1日の持ち込みの比較でいけば、本組合の場合には非常に大量のごみを持ち込みをされている実態があります。これについては市民的な理解が得られないような不合理な状態があるので、それを是正しようというあたりですが、この辺をしっかりと改正をする理由としては公平性、合理性の部分で謳ってきたところですが、その理解でいいのか、さらには加えるべき点があれば教えていただきたいと思います。

**井尻事務局長** 木村議員のご質問にお答えいたします。今おっしゃって頂いたとおり合理

性という部分については非常にこちらでも慎重に精査をしたところでございます。先ほどの質問で申し上げましたとおり、有料のごみ袋を買われていらっしゃる方がいるなかで、その方はごみの減量化であったり、ごみの適正な分別をされるなかで取り組んでいただいております、今こちらに無料で持ち込みをされている方につきましては、袋の指定もありませんので無料で持ち込まれています。その無料のままですと、ごみの処理をするには当然処分費がかかってまいります。ごみを処理するうえでの経費は、どこから原資としてもってくるかということ、やはり税金でご負担いただかなければならないということになりますので、それは非常に公平性においては問題があるのではないかと考えるところでございまして、今までビラ等で配布いたしまして、ご説明をさせていただいておりましたが、やはり丁寧に今後も詳しく残された期間ではありますが、ご質問に対してお答えをしていかなければならないと思っておりますし、また実施後も含めまして、住民さんのご理解をいただくために丁寧な説明に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**木村議員** 次に2点ばかりお尋ねいたします。ひとつは先ほどの話の中で、無料であることによって1日200件という方が来られている状態であって、なおかつ管外の方も入っている可能性があるというお話でしたが、ごみの出し方のルールブックからいきますと、事前申し込みをして持ち込みをするというルールになっていますが、実態は必ずしも全員が事前の届けをして持ち込みをしている、そういった実態がなかった部分がどうもありそうでした、そのことも実は大量の持ち込みに繋がっているのではないかと、事前申し込みについて手続きを適切に行えなかった部分が、そういったことに繋がっているのではないかと気がいたします。その点についてのお考えをお伺いしたいのと、もう1点は事業系と家庭系のごみの直接持ち込みになっておりますが、事業系はそのままで、家庭系のみやり方を変えるということですが、これについてのお考えもお尋ねいたしま

す。

**井尻事務局長** 木村議員のご質問にお答えしたいと思います。事前申請の方法ですが、おっしゃっていただいたとおり、一応こちらもお願ひしておりますのは事前にお電話で持ち込みするごみの内容、量あるいはお住まいの地域、お名前を確認させていただいております。そういうことをしていただいたうえで、持ち込んでいただくというルールになっております。そのあたりをちゃんと守っていただいて、持ち込まれる前にお電話で申請をされる方がほとんどであると思っておりますけれども、これだけの数になっておるのはそのあたりの漏れ落ちもあるかと考えております。当然今後有料化するということでもう少し適正な方法も含めまして検討したうえで、厳しくみていきたいと考えております。できるだけ持ち込みをする受付でも確認をさせていただくということを考えております。もう一つの家庭系と事業系のごみの関係、整合性ですが、ご存じのように事業系は以前から有料化をしております。事業系につきましては、家庭系のように1週間に2回の収集はございませんので、それぞれのお店の都合のいいときに持ち込まれるということになっておりますので、10 kg単位での料金設定をいたしております。家庭系につきましては、50 kg以下のごみにつきましては、一応無料とさせていただいております。これはあくまでも例外措置的な対応でございまして、本来であれば有料化するべきだったのですが、今回事業系と合わさせていただいた、整合性をとったというようなお考えをしていただければ非常にありがたいと考えてございまして、今回900円という設定をいたしました。それにつきましても、10 kg事業系は180円でいただいておりますので、それが50 kgまでとなりますと900円ということになります。そういった形で、900円という設定をさせていただいておりますので、事業系と家庭系が同じになったという認識をいただきたいと思ひます。

**木村議員** 併せまして事業系の関係も持ち込みの際に事前の申し込みもルールかと思ひ

ますが、その取り扱いについても現状どうなっているのかお尋ねいたします。

**井尻事務局長** 木村議員のご質問にお答えしたいと思います。事業系も同じように申請をしていただいております。

**東議員** 今公平性と合理性ということで議論がされているところであります。有料化については請願書でも有料化はダメでという内容にはなっていないということでもあります。公平性、合理性というならば、もっと広い範囲で考えたら、京都府下で北部の方と比べてみたら非常に公平性に欠けている。この組合管内に住んでいるということで、一挙に50 kg 900 円ということでもありますし、ごみ袋もダメということですので、そういう点で考えたらもっと広い範囲で考えたら、公平性、合理性という立場からもこの請願というのは、妥当なのではないのではないかと考えております。是非とも、困っている人もいるということですので、そのようなことも勘案していただき、皆さんの採択をお願いしたいと思います。組合の皆様には京都府下的にこの組合の今回の措置というのは、公平性、合理性、またごみ袋の値段についてもかなり高いとなっておりますので、組合の方はどう考えているのか組合の方には申しておきたいと思っております。また議員の皆様には是非とも困っている人があるという状況でありますので、この有料化については認める内容になっておりますので、ご採択をお願いいたします。

**議長** これは質疑ですので、質疑をお願いします。不公平ではないかということに対しての質疑という事で、大きく考えた場合についての公平性についてということですか。

**柴田副管理者** 東議員のご質問にお答えいたします。合理性がないというお言葉でしたが、京都府下でも無料で直接搬入を受けているところはございません。他市の例も申し上げましたが、当組合といたしましては、先ほど事務局長から申しましたが、ごみ袋を購入いただいて地域の集積場所に出していただく、これも住民の皆さんの公共のサービスには受益者負担をいただいております。同じく、直接搬入いただいて

おります住民の皆様にも公平性の観点からもご負担いただきたいということでこの10月から設定したものであります。ただ、今日までCATVあるいは色々な形で公報はさせていただいておりますけれども、今後も重ねて公報をさせていただく、住民の皆様にも浸透するように取り組みをしていきたいと考えております。

**東議員** 今ご答弁をいただいておりますけれども、無料についてはダメだというふうにはこの請願の内容はなっていないで、亀岡とか福知山とかのように同等程度の料金にしていただきたいということでありますし、指定袋での搬入を認めていただけないかということですので、この点についてもう一度お聞きしたいと思っております。

**柴田副管理者** ただいまのご質問でありますけれども、一点指定袋での搬入ということですが、これはごみ袋を購入いただいております、これについては収集に係ります色々な費用の負担をいただいておりますということですので、搬入については中身が見える袋で結構ですということですので、あえて指定袋に入れていただきますと、二重の負担ということになりますので、中身が見える袋で出していただいたら結構かと思っております。

**森田議員** これまで意見も出尽くして、再度もう一度お聞きさせていただくのですが、この請願のみなさんは直接搬入でなければごみが出せないのか、そんなことはないと思いますが、今事務局長が説明いただいたように、週2回の収集していただくということができるのですね。それを確認です。近隣で直接搬入されていた方もその方法でしていただいた方が公平性が保てるという事の説明であったと思いますが、確認いたします。

**井尻事務局長** 森田議員のご質問にお答えいたします。今ご質問でおっしゃっていただいた通りでございます。できる限り収集で対応できるように、こちらも努力いたしております。構成市町の担当者と十分に協議いたしまして、できるだけごみを出しやすい場所に集積場所を設ける等、考えて収集しておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。



議長　ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

吉田議員　請願に対して反対の立場で討論いたします。持ち込みごみは本来大量のごみの持ち込みを対象としているということで、現在の持ち込みの状況はそれとは違う事が多いため、住民の平等性を担保するという点から考えても、50 kg未満であってもごみの持ち込みの有料化は妥当と考えます。請願趣旨の1の持ち込み手数料を10 kg単位という設定にしてほしいという点については、10 kg単位での設定は少量の持ち込みを認めることとなり、直接の持ち込みは大量のごみを対象とするという本来の趣旨とは相容れないと考えます。請願趣旨の2番目の指定袋での持ち込みを認めてほしいという点については、指定袋による排出であれば週に2回の収集があり、20 kg 3個出せるという状況がありますので、収集場所での排出が適当と考えます。ただ、住民にとって処理手数料の改定の趣旨や、経費が十分に理解されるだけの広報が不十分であったということが推測されるため、改定実施までの期間に丁寧な説明をしていく必要があるという点については指摘をしておきます。以上、反対の討論といたします。

木村議員　私も請願については不採択の立場で討論させていただきます。まず、今年の3月の第1回の定例会で議決した時点で、この趣旨については公平性と合理性、それを説明いただき、その判断をしたと考えております。なおかつ、公平性と合理性に加えて、組合の経営上の問題を考えたとき、これは直接持ち込みを本来の大量のものと限定をしているということで、数量を減らす、そのことで業務の効率を高めるという考え方が3月の議会の中でも、本日の審査のなかでもあったと思います。そういう観点から3月の決定を覆すべきではないと考えます。ただ2点だけ指摘をしておきます。本日の審査でも触れましたが、1点は大量の持ち込みを発生させてきた原因が無料である部分が大

きな要因ではありますが、もう1点事前申し込みという手続きを適正に行うということが今後求められると思います。その点については5月に配られたお知らせの中でも、その点についてのお願い部分はなかったと思います。その点についてはルールを徹底することが必要かと思います。もう1点については、持ち込みをせざるを得ない、それは大量のごみが発生する場合が基本ですが、それ以外の持ち込みをせざるを得ない場合があるのであれば、それはどのようなケースであるのか、それが理屈が通る中身であるのかどうかは、これは調査なり研究をするべきであり、その点については今後の課題として検討の余地を残すのではないかとということをご指摘をしておきます。

**木戸議員** 反対の立場から討論させていただきます。そもそも今まで無料であったものが有料になったということが今回の請願の趣旨あります。無料というのがひとつの原因ありますが、そのことに対して知っている市民と、知らない市民がいることについて私は不公平であると思っております。なおかつ、軽減を求めるということは、許されるべきことではないと、何か事業をする、していただくということは対価を支払うべきであると考えております。なおかつ高額であるので計測の単位を下げ設定してほしいという請願理由でございますけれども、そういうことで事務局の対応の仕事量も増えますし、今収集業務については週2回という手厚くしていただいておりますので、我々市民は協力して少しでも作業を少なくすることが必要なのではないかと思います。今後このような形で経費が上がってきますので、市民一人ひとりが少しでもごみの量を少なくして、出し方も工夫すれば経費の削減にも繋がりますし、我々市民も行政に頼るだけではなく、自分たちの地域を守るために努力をしていかなければならないと思います。そのような取り組みについても船井郡衛生管理組合の方で考えていただき公報等をしていただければと思います。以上、反対の討論といたします。

**東議員** 色々と討論を聞かせていただきました。この請願の内容というのは有料化に反対

されているものではありません。せめて近隣市並みにしてほしいという趣旨であり、これは京都府下に住んでいる住民として妥当な、当たり前の要望であると思っております。今、木村議員からありましたが、直接持ち込みをせざるを得ない場合もあるのであれば検討の余地があるのではないかとということでありました。住民が日常の生活に困る事のないように、是非とも今回の請願について、皆様のご採択を心からお願いしたいと思っております。

**議 長** ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより「請願第1号 直接搬入（家庭系一般廃棄物）の処理手数料改定の再検討等を求める請願について」を採決いたします。

「請願第1号」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員** （挙手）

**議 長** 挙手少数であります。

よって、「請願第1号 直接搬入（家庭系一般廃棄物）の処理手数料改定の再検討等を求める請願について」は不採択とすることに決定しました。

次に、日程第8「常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について」を議題といたします。

し尿・ごみ等常任委員会委員長から所管事務について、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申請書が提出されております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

**議 員** （異議なしの声）

**議 長** ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と

することに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 員 異議なしの声

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 12 時 10 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月15日

船井郡衛生管理組合議会議長 山下 秋則

署 名 議 員 吉田 尋子

署 名 議 員 木戸 徳吉